

「明石市議会の個人情報の保護に関する条例」骨子（案）について

1 条例制定の経緯

令和3年5月15日に成立した「デジタル社会形成整備法」により個人情報保護制度の見直しが行われ、国・地方公共団体等及び民間事業者が統一した基準により運用を行うため、「個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）」が改正されました。

これにより、令和5年4月1日以降は、市は法の直接適用を受けるため、現行の「明石市個人情報保護条例」が廃止される一方、議会は法の適用除外となるため、議会が扱う個人情報について、独自で運用基準を定める必要があります。このため、新たに「明石市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定します。

2 条例制定に当たっての基本的な考え方

条例（案）の内容については、市と議会とで個人情報の取扱いに差異が生じることを避けるため、基本的には法の「第5章 行政機関等の責務等」の各条の規定及び市が新たに制定した「明石市個人情報保護法施行条例」との整合性が図られるよう規定します。

3 条例で規定する個人情報の対象

条例で規定する個人情報の対象は、議会局が保有する個人情報を想定しており、個々の議員が職務上作成し、又は取得した個人情報については、条例の対象としていません。これは、議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、条例による規制の対象とすると、議員活動に対する過度に広汎な規制を課すこととなる恐れがあるためです。

4 条例骨子（案）の内容

○第1章 総則

(1) 条例の目的

明石市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。

(2) 用語の定義

定義する用語は、「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、「個人関連情報」、「特定個人情報」などのほか、必要な用語の定義を示しています。

(3) 議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずるものとします。

○第2章 個人情報等の取扱い

(1) 個人情報等の取扱い

個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限等について定めます。

(2) 保有個人情報・個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求

議会の保有個人情報や個人関連情報を提供する場合、提供を受ける者に対し、利用の目的や方法などに制限を付し、漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとします。

(3) 仮名・匿名加工情報の取扱いに係る義務

仮名・匿名加工情報の漏えいの防止や安全管理のために議会が負うべき義務について定めます。

○第3章 個人情報ファイル

(1) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

議会が保有している特定の個人情報を、容易に検索できるように体系的に構成した個人情報ファイルについて、その名称や利用目的等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定します。

ただし、下記の場合は個人情報ファイル簿の作成・公表の適用除外とします。

- ・議員、元議員、職員、元職員の人事、報酬、給与、福利厚生等に関する情報
- ・試験的な電子計算機処理のために利用する個人情報ファイル
- ・1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- ・資料、物品、金銭の送付等のために利用した相手方の氏名、住所等
- ・職員が学術研究のために作成、取得し、利用するもの
- ・当該ファイルに掲載される個人情報が、議長の定める数に満たないもの

○第4章 開示、訂正及び利用停止

(1) 開示

① 開示請求権

議会が保有する自己の個人情報の開示請求を行うことができるのは、本人及び未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とします。

② 開示請求の手続

開示請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項等を記載した書面を議長に提出して行うものとします。

③ 保有個人情報の開示義務

議長は、開示請求があったときは、不開示情報を除き、開示しなければならないこととします。

※ 不開示情報は以下のとおりです。

- ・ 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ・ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの
- ・ 法人等に関する情報で、当該法人等の権利、競争上の地位等を害するおそれがあるもの

〔 なお、上記2点に該当する個人情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる場合は、開示しなければならないこととします。 〕

- ・ 国の機関、地方公共団体等での審議、検討、協議に関する情報で開示することにより不当に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- ・ 国の機関、地方公共団体等の事務、事業に関する情報で開示することで適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

④ 部分開示

不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならないものとします。

⑤ 裁量的開示

不開示情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報を開示することができるものとします。

⑥ 保有個人情報の存否に関する情報

保有個人情報の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができるものとします。

⑦ 開示請求に対する措置

開示請求があったときは、開示の可否及びその範囲を決定し、請求者に対しその旨を書面にて通知するものとします。

⑧ 開示決定等の期限

開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行うこととします。事務処理上困難な場合はその期間を30日以内に限り延長することができるものとします。

⑨ 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとします。

⑩ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に国、地方公共団体等及び請求者以外（以下「第三者」）の情報が含まれる場合は、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができるものとします。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められた情報を開示する場合や、裁量的開示を行うときは、当該機会を与えなければならないものとします。

第三者から反対意見が出された場合において開示決定をするときは、決定から開示まで少なくとも2週間を置くとともに、第三者に開示する理由等を書面で通知するものとします。

⑪ 開示の実施

保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により開示し、電磁的記録に記録されているときは議長が定める方法により開示するものとします。

また、他の法令において、本条例と同様の方法での開示が定められている場合は、当該法令による開示を優先し、本条例による開示は行わないこととします。

⑫ 費用の負担

手数料の額は無料としますが、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収するものとします。

(2) 訂正請求

議会が保有する自己の個人情報の内容が事実でないと考える場合に、本人及び代理人は、議長に対し当該保有個人情報の訂正を請求することができることとしています。

(3) 利用停止請求

議会が保有する自己の個人情報について、条例に違反して保有、取得、利用されていると考える場合に、本人及び代理人は議長に対し、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることとしています。

(4) 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、審査請求が不適法などで却下するなどの例外を除き、明石市行政不服審査会に諮問することとします。

○第5章 雑則

(1) 適用除外

保有個人情報で分類その他の整理が行われていないもののうち、大量にあるため特定の個人情報を検索することが著しく困難な場合は、開示、訂正、利用停止に係る規定は適用されないこととします。

(2) 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等

議長は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、利便性を考慮した適切な措置を講ずるものとします。

(3) 個人情報等の取扱いに関する苦情処理

議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

(4) 審議会への諮問

議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、明石市個人情報保護審議会に諮問できるものとします。

(5) 施行の状況の公表

議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとします。

○第6章 罰則

(1) 職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとします。

(2) 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとします。

(3) 職員がその職権を濫用して、職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとします。

(4) 上記(1)～(3)の罰則は、本市の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用するものとします。

(5) 偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処するものとします。

5 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行します。